

政府調達の自主的措置に関する主なご意見・ご要望への回答

<応札期間>

入札公示までの期間に加え、入札公示から入札書提出、業者決定まで 1 か月半以上を要する。この期間が、情報システムの開発期間を圧縮し、短期開発につながっている。

(回答)

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 18 号)が令和 7 年 1 月 29 日に施行されたことに伴い、「政府調達に関する協定」(以下「WTO 政府調達協定」という。)の附属書 I 日本国の付表 1、付表 3 に掲げる機関は、特例政令(改正協定その他の国際約束の国内担保法令)第 5 条第 1 項各号の規定又はこれに準じる会計規程等の定める要件を満たす場合、自主的措置の別紙 1、別紙 4 及び別紙 5 対象の物品及びサービス(ただし、別紙 5 については DMP カタログサイトを活用した調達であって、政令の定める要件を満たす場合のみ)について、応札期間の短縮が可能となりました。短縮規定の適用可否については、個別の調達案件ごとに各調達機関において判断することになります。

個別の調達案件につき、ご不明点等ございましたら、各調達機関窓口までお問い合わせ下さい。

<技術仕様、政府調達苦情処理制度>

技術仕様に関して、実使用に影響のない要件まで含めることで実質的な製品指定となり、結果として特定業者が選定されやすくなる案件が生じることを懸念している。

(回答)

調達機関は、WTO 政府調達協定により、国際貿易に対する不必要な障害をもたらす効果をもつ技術仕様を作成してはならないとされています。また、我が国の自主的措置として定められている「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ)においても、公正かつ無差別な方法で仕様を作成することなどが決められています。

ご指摘のような場合を含め、これらの規定に違反していると供給者が判断する場合には、苦情を申し立てることができます(注)。

苦情を申し立てるための条件や手続等、政府調達苦情処理制度についてご不明な点がございましたら、内閣府ホームページ([http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans\\_main\\_j.html](http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html))をご覧下さい。

(注)供給者が、政府調達協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励されています。

<個々の調達案件に関する情報提供方法の利便性等>

調達ポータルや JETRO のデータベースは情報が入手でき便利である一方、情報が散逸しているため一元化することで更なる利便性は上がると考えている。また、検索機能の使い勝手や、英語ページにおける掲載情報のタイムラグ(日本語版より遅れて掲載される、または掲載されない等)の改善を希望する。

(回答)

調達ポータルは国の物品/役務の調達手続を可能とするシステムです。本システムは 2028 年度にシステム更改を予定しており、当該更改において、利便性向上のために検索機能を含め抜本的な見直しを行うこととしています。また、調達ポータルの仕様上、日本語版と英語版は同時に掲載される仕組みとなっており、英語版のみが遅れることや、英語版が掲載されないといったことはございません。

ジェトロの政府公共調達データベースにおける掲載情報は、各調達機関が公表する情報を一元的に集約・掲載したものであり、官報又は各調達機関の公表媒体に掲載された調達情報は、原則として日本語・英語ともに当該情報の掲載日の翌営業日中に公開しております。引き続き周知を図るとともに、検索機能については、利便性向上の観点から、具体的な要望内容等を踏まえ、検討してまいります。

<「情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」による政府の取組>

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に関しては、有効な取組と考えられるが、案件の多様性が高まるなか、ガイドラインでは想定できないケースも増えつつある。より実運用に即した事例集、勉強会等で各省庁担当者の理解促進を図ってはどうか。

(回答)

政府情報システムには多種多様な情報システムが含まれており、各情報システムが支えるサービス・業務内容も多種多様であるため、サービス・業務の根拠となる法令、情報システム上で取り扱う情報やステークホルダーも多種多様となります。

そのため、標準ガイドラインでは、「DS-120 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」等において様々な運用上の事例を取り上げるとともに、例えば情報システム統一研修において、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説」、「情報システム新任者研修」などのコースで解説するなど、各省庁担当者の理解促進に努めております。また、標準ガイドラインは、毎年改定を行うことで更なる内容の充足を図っており、今後も、引き続き各省庁担当者への理解促進に取り組んでまいります。